

記念事業積立金管理規程

平成 27 年 4 月 10 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県放射線技師会記念事業の円滑な運営に資するため、記念事業積立金を(以下「積立金」という。)を設置する。

(積立金)

第 2 条 当期経営額が増額の場合、当期経理額より特定資産として積立てる。但し、積立金額の決定は理事会の決議を経て行う。

(積立金の使途)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をもって支出することができる。

- (1) 記念事業を行う場合
- (2) その他理事会が必要と認めた場合

(管理)

第 4 条 積立金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 5 条 積立金の処分は、理事会の決議を経て総会の議決をもって行う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は、別途会長と財務で協議し定める。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 10 日より施行する。